

## 美里町障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき作成する、町長の事務部局における障害者活躍推進計画である。

### 1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

### 2 障害者雇用に関する現状、課題

美里町においては、平成30年度まで障害者に限定した募集、採用は行ってこなかった。令和元年度には、初めて障害者に限定した募集を行ったが、採用には至らなかった。

令和2年4月1日現在で法定雇用障害者数は達成しているものの、積極的に障害者を採用していく必要がある。

### 3 目標

#### (1) 採用に関する目標

計画期間内に新たに障害者（2人）の採用を目指す。

#### (2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

### 4 取組内容

#### (1) 障害者の活躍を推進する体制

障害者の雇用の促進等に関する法律第78条の規定により障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。

障害者である職員の相談窓口は、総務課人事担当とする。

#### (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害の状況等により従来の職務遂行が困難となった障害者である職員から相談があった場合は、その障害の状況等に応じた職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ア 毎年度、障害者に限定した職員募集を行う。
- イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
  - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
  - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ウ 本人の希望等も踏まえつつ、必要な研修を実施する。
- エ 障害者である職員からの相談その他適切な方法により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、本人からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。